

令和2年瀬戸市議会9月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第68号議案	地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
担当課・係名	財政課 財政係 高齢者福祉課 介護保険料係 国保年金課 保険料係 維持管理課 管理係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、瀬戸市条例中所需の事項を整理するもの</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 本条例で改正の対象となる条例</p> <p>ア 瀬戸市債権管理条例</p> <p>イ 瀬戸市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>ウ 瀬戸市国民健康保険条例</p> <p>エ 瀬戸市介護保険条例</p> <p>オ 瀬戸市河川管理条例</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>地方税法の語句を改める一部改正に合わせ、条例中の該当条文中の語句を改める。</p> <p>※ 「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を平均貸付割合と規定する。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和3年1月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）附則第3条の2</p>

第 6 9 号 議 案	瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>人事行政の運営の状況に関する報告（※1）の対象者に、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員（※2））を加える。</p> <p>※1 地方公務員法の規定により、市の職員の給与、勤務条件等を公表するもので、毎年広報せとに前年度の状況を公表している。</p> <p>※2 会計年度任用職員のうち、一週間当たりの勤務時間が常時勤務職員と同一の者をフルタイム会計年度任用職員、それ以外の短時間勤務の者をパートタイム会計年度任用職員という。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2</p>

第70号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>職員が、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した場合に、当該作業による感染のリスクを考慮し、感染症防疫手当に関する特例を定めるに当たり、条例中所要の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事した職員に対して、感染症防疫手当の特例として次のとおり特殊勤務手当を支給する。この場合、通常の感染症防疫手当は支給しない。</p> <p>ア イ以外の作業に従事 作業1日につき3,000円</p> <p>イ 感染者の身体へ直接接触する等の作業に従事 作業1日につき4,000円</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を公布の日とし、令和2年2月1日から適用する。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項</p>	

第 7 1 号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について
担当課・係名	税務課 市民税係
1 条例改正の理由	地方税法の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するもの
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、中止、延期又は規模が縮小された行事の入場料金等の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部を放棄した場合、その相当額を寄附金とみなし、寄附金税額控除の対象とする特例を設ける。</p> <p>※ 対象となる行事は、次の全ての要件を満たす行事のうち、文部科学大臣が指定したものとする。</p> <p>ア 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 3 1 日までに開催された又は開催する予定であったものであること。</p> <p>イ 不特定かつ多数を対象とするものであること。</p> <p>ウ 日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること。</p> <p>エ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止等となったものであること。</p> <p>オ 文化芸術又はスポーツに関するものであること。</p> <p>カ 中止等の場合には、入場料金、参加料金等の対価の払戻しを行う規約等があるものであること。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和 3 年 1 月 1 日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 6 0 条第 3 項</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号）第 5 条第 1 項</p>
4 条例改正に伴う影響、効果等	他の寄附金控除と同様の税負担の軽減を行う特例措置を講じることにより、文化芸術・スポーツ活動への支援の動きを後押しするもの。

第 7 2 号 議 案	瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止について								
担当課・係名	高齢者福祉課 介護保険料係								
1	<p>条例廃止の理由</p> <p>瀬戸市老人憩いの家を廃止するに当たり、条例を廃止するもの</p>								
2	<p>条例廃止の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>昭和49年度から高齢者の心身の健康増進を図るための通いの場として当該施設を提供してきたが、竣工から46年が経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいる。また、当該施設が通う際に不便であるという立地面の課題も踏まえ、検討を行った結果、令和3年3月31日をもって、当該施設を廃止する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和3年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>								
3	<p>条例廃止に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2</p>								
4	<p>条例廃止に伴う影響、効果等</p> <p>(1) 令和元年度利用実績</p> <table> <tr> <td>年間開館日数</td> <td>281日</td> </tr> <tr> <td>年間利用者数</td> <td>延べ5,479人</td> </tr> <tr> <td>デイサービス年間開催日数</td> <td>150日</td> </tr> <tr> <td>デイサービス年間利用者数</td> <td>延べ479人</td> </tr> </table> <p>(2) 令和元年度指定管理料 21,096,501円</p>	年間開館日数	281日	年間利用者数	延べ5,479人	デイサービス年間開催日数	150日	デイサービス年間利用者数	延べ479人
年間開館日数	281日								
年間利用者数	延べ5,479人								
デイサービス年間開催日数	150日								
デイサービス年間利用者数	延べ479人								

第 7 3 号 議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>厚生労働省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に準じて、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>厚生労働省令の基準と同様に小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士配置に係る特例を設ける。</p> <p>※ 一定条件を満たす場合は、次の者を保育士とみなし、配置できる。</p> <p>ア 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者</p> <p>イ 保育士と同等の知識と経験を有すると市長が認める者</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）附則第 6 条から第 9 条まで</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>職員配置の基準を緩和することにより、円滑な保育所運営が可能となる。</p>

第74号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>子ども・子育て支援法の一部改正による項ずれに伴い、引用条文を改める。</p> <p>※ 条例の内容に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条</p>

第75号議案	東山小学校大規模改修（建築）工事請負契約の変更について
担当課・係名	教育政策課 施設係
1 議案提出の理由	令和元年7月5日議会の議決を経て締結した東山小学校大規模改修（建築）工事請負契約の金額を変更し、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 変更内容</p> <p>ア 契約金額 変更前 201,611,300円 変更後 210,206,700円 増減額 8,595,400円の増額</p> <p>イ 工期 変更前 令和元年7月8日から令和3年1月5日まで 変更後 令和元年7月8日から令和3年2月22日まで</p> <p>(2) 変更理由</p> <p>契約金額については、外壁補修工事の各階施工数量調査を行い、正確な劣化箇所が判明したことから、その数量に変更する。</p> <p>工期については、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、夏季休業期間が短縮されることにより施工範囲が限られることから、当初の工期では完了が見込めないため。</p> <p><参考 工事概要></p> <p>工事場所 瀬戸市東山町71番</p> <p>工事内容 校舎（鉄筋コンクリート造4階建て、延床面積5,076平方メートル）の外壁改修工事、内装及び建具改修工事外</p> <p>契約の相手方 瀬戸市共栄通7丁目16番地 沢田建設株式会社</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条

第76号議案	瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 建築指導係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>関係法律の一部改正による項及び号のずれに伴い、引用条文を改める。</p> <p>※ 条例の内容に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号</p> <p>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項</p>

第77号議案	幡中南菱野線外1路線道路改良工事請負契約の変更に ついて															
担当課・係名	建設課 建設係															
1 議案提出の理由	令和2年5月12日議会の議決を経て締結した幡中南菱野線外1 路線道路改良工事請負契約の金額を変更し、変更契約を締結するに 当たり、議会の議決を求めるもの															
2 議案の概要	<p>(1) 変更内容</p> <table> <tr> <td>契約金額</td> <td>変更前</td> <td>157,850,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更後</td> <td>179,598,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減額</td> <td>21,748,100円の増額</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由</p> <p>道路築造のため掘削したところ、一部、埋戻しに適さない土で あったことから、残土処分場へ搬入処分する費用等が新たに必要 となるため。</p> <p><参考 工事概要></p> <table> <tr> <td>工事場所</td> <td>瀬戸市幡中町外地内</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td>道路改良工事一式 延長360メートル 土工、ボックスカルバート工、排水工、集水柵工、舗装 工</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td>瀬戸市西長根町26番地の2 中部建設株式会社</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	157,850,000円		変更後	179,598,100円		増減額	21,748,100円の増額	工事場所	瀬戸市幡中町外地内	工事内容	道路改良工事一式 延長360メートル 土工、ボックスカルバート工、排水工、集水柵工、舗装 工	契約の相手方	瀬戸市西長根町26番地の2 中部建設株式会社
契約金額	変更前	157,850,000円														
	変更後	179,598,100円														
	増減額	21,748,100円の増額														
工事場所	瀬戸市幡中町外地内															
工事内容	道路改良工事一式 延長360メートル 土工、ボックスカルバート工、排水工、集水柵工、舗装 工															
契約の相手方	瀬戸市西長根町26番地の2 中部建設株式会社															
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和52年瀬戸市条例第1号)第2条															

第78号議案	瀬戸市道路占用料条例の一部改正について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>地方税法の一部改正等に伴い、条例中所需の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>地方税法の語句を改める一部改正に合わせ、条例中の該当条文中の語句を改める。</p> <p>※ 「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を平均貸付割合と規定する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を令和3年1月1日及び公布の日とし、所需の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第3条の2</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項</p>

第 7 9 号 議 案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 議案の概要</p> <p>市道路線について、以下の 4 路線を認定するもの</p> <p>(1) 進陶 4 号線</p> <p>(2) 進陶 5 号線</p> <p>(3) 進陶小金 1 号線</p> <p>(4) 西米泉 1 1 号線</p>	

第 8 0 号 議 案	市道路線の変更について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 議案の概要</p> <p>市道宗林寺進陶線の終点を変更するもの</p> <p>起点 小金町 7 2 番 7 地先</p> <p>終点 変更前 進陶町 1 4 7 番 7 地先</p> <p>変更後 進陶町 1 0 9 番 1 地先</p>	

第 8 1 号議案	瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正 について
担当課・係名	下水道課 管理係
1	条例改正の理由 地方税法の一部改正等に伴い、条例中所需の事項を改正するもの
2	条例改正の概要 (1) 主な内容 ア 地方税法の語句を改める一部改正に合わせ、条例中の該当条文中の語句を改める。 ※ 「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を平均貸付割合と規定する。 イ 条例の題名を「瀬戸市下水道事業受益者負担金条例」に改める。 (2) 施行期日等 施行期日を令和 3 年 1 月 1 日及び公布の日とし、所需の経過措置を設ける。
3	条例改正に係る根拠法令 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 3 条の 2

2 予算関係

第 8 2 号議案 令和 2 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 8 号）

第 8 3 号議案 令和 2 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 9 号）

第 8 4 号議案 令和 2 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）

第 8 5 号議案 令和 2 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 8 6 号議案 令和 2 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 8 7 号議案 令和 2 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）

3 決算認定関係

- 認定第1号 令和元年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度瀬戸市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和元年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和元年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和元年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和元年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

4 人事関係

- 同意第14号 瀬戸市教育委員会委員の任命について（教育部教育政策課）
瀬戸市教育委員会委員の任期満了（令和2年9月30日）に伴うもの
- 同意第15号 瀬戸市教育委員会委員の任命について（教育部教育政策課）
瀬戸市教育委員会委員の任期満了（令和2年9月30日）に伴うもの

5 報告関係

- 報告第10号 令和元年度瀬戸市健全化判断比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するもの
- 報告第11号 令和元年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率を報告するもの

報告第 1 2 号 令和元年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算について
 地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により、議会に報告するもの

報告第 1 3 号 専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの

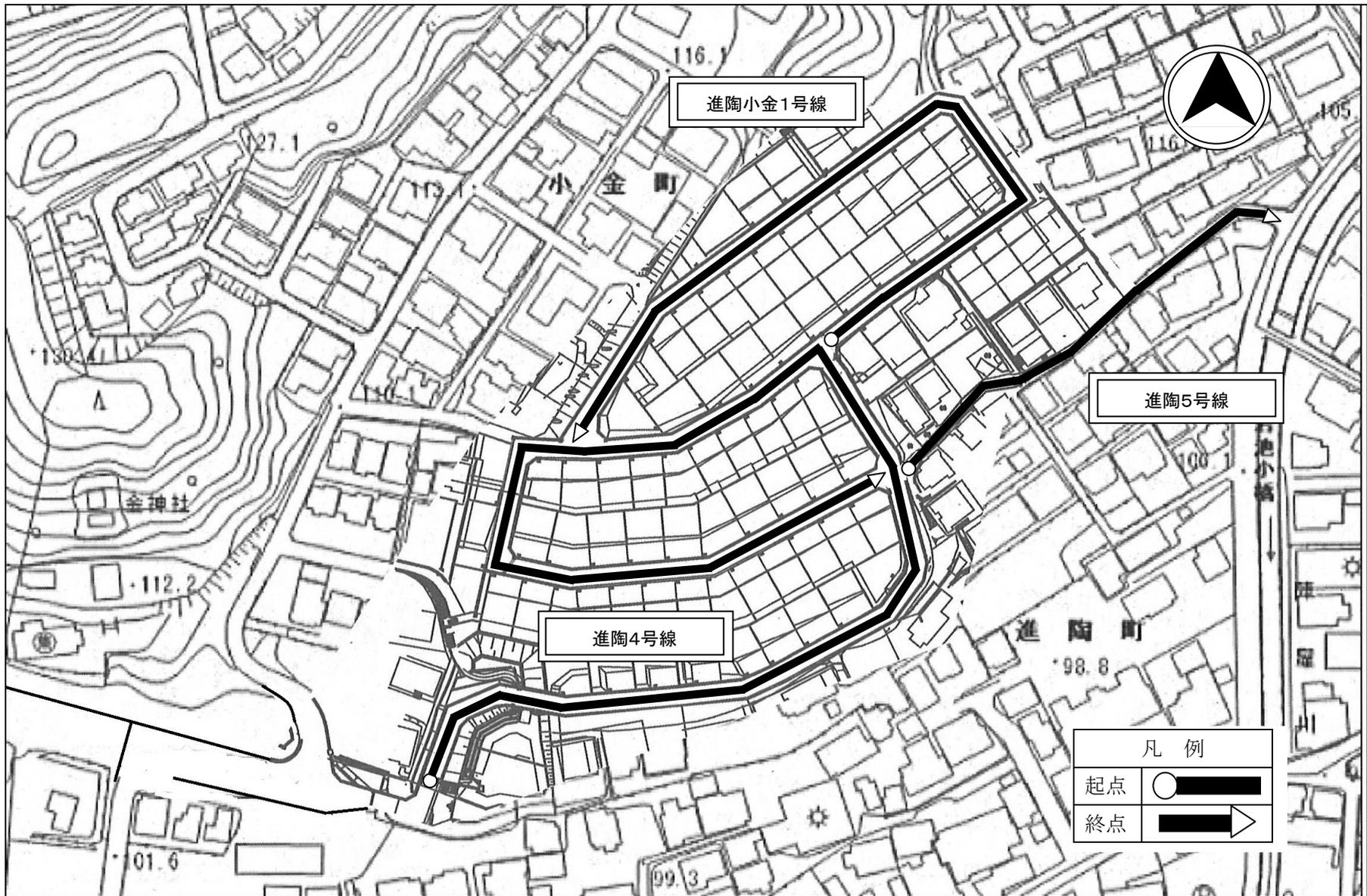
	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和 2 年 7 月 2 2 日	令和 2 年 6 月 1 9 日曾野町地内において、相手方軽乗用自動車が生道を走行中、道路の陥没部分にはまり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金 7, 8 0 0 円を支払う。

6 提出関係

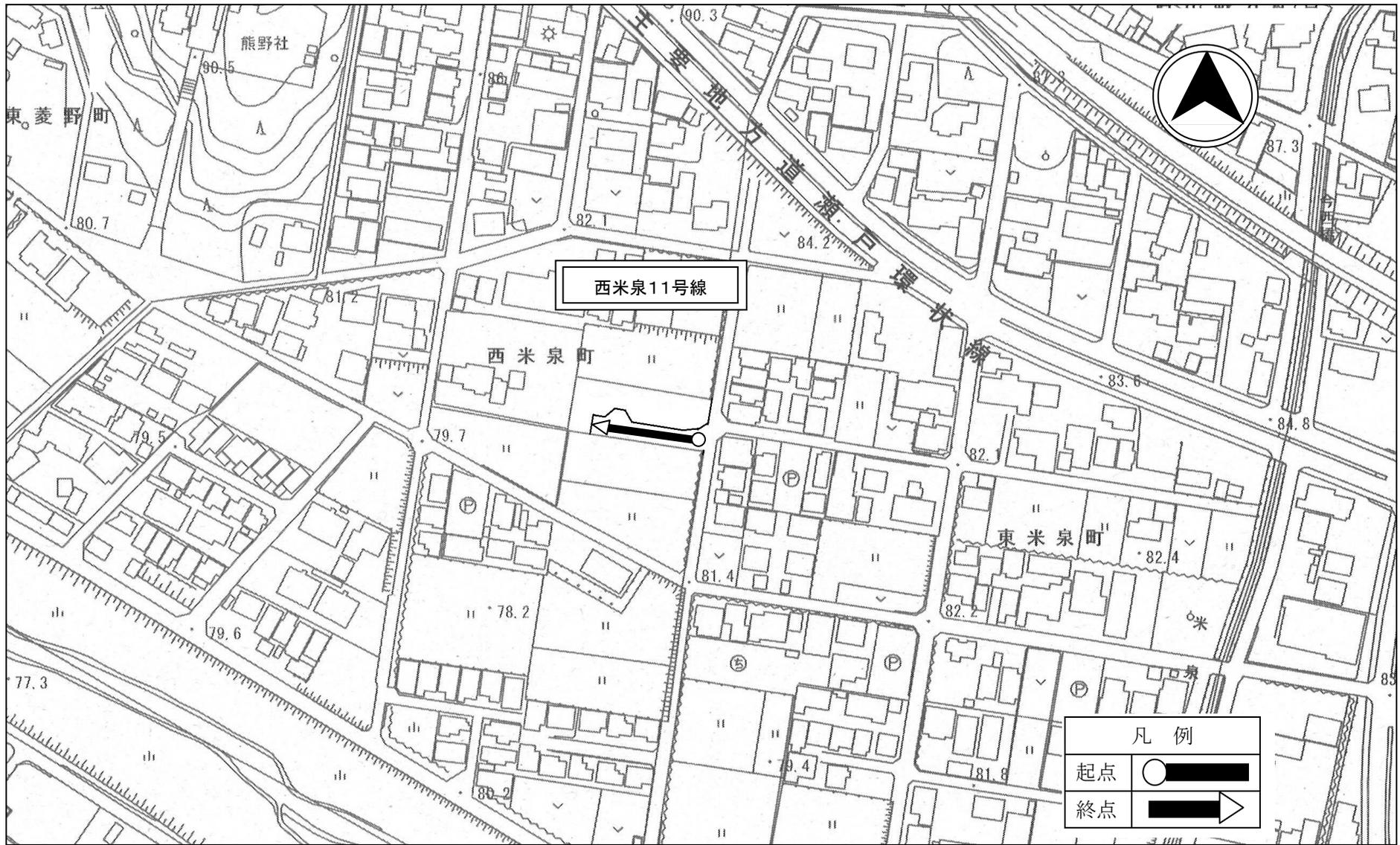
地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、出資法人等について経営状況を説明する書類を提出するもの

- (1) 令和元年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (2) 令和元年度公益財団法人瀬戸市開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (3) 令和元年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- (4) 令和元年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

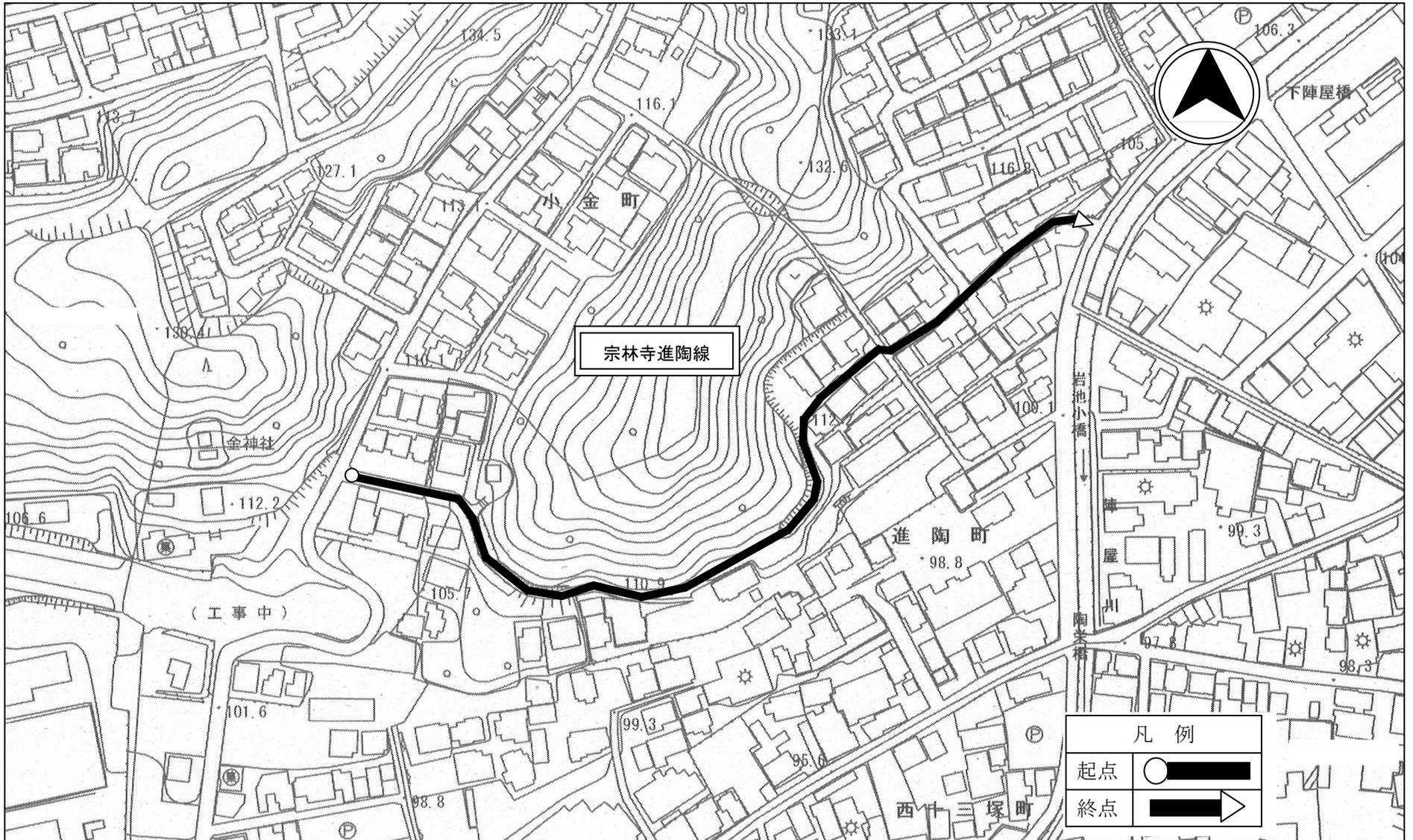
認定路線図



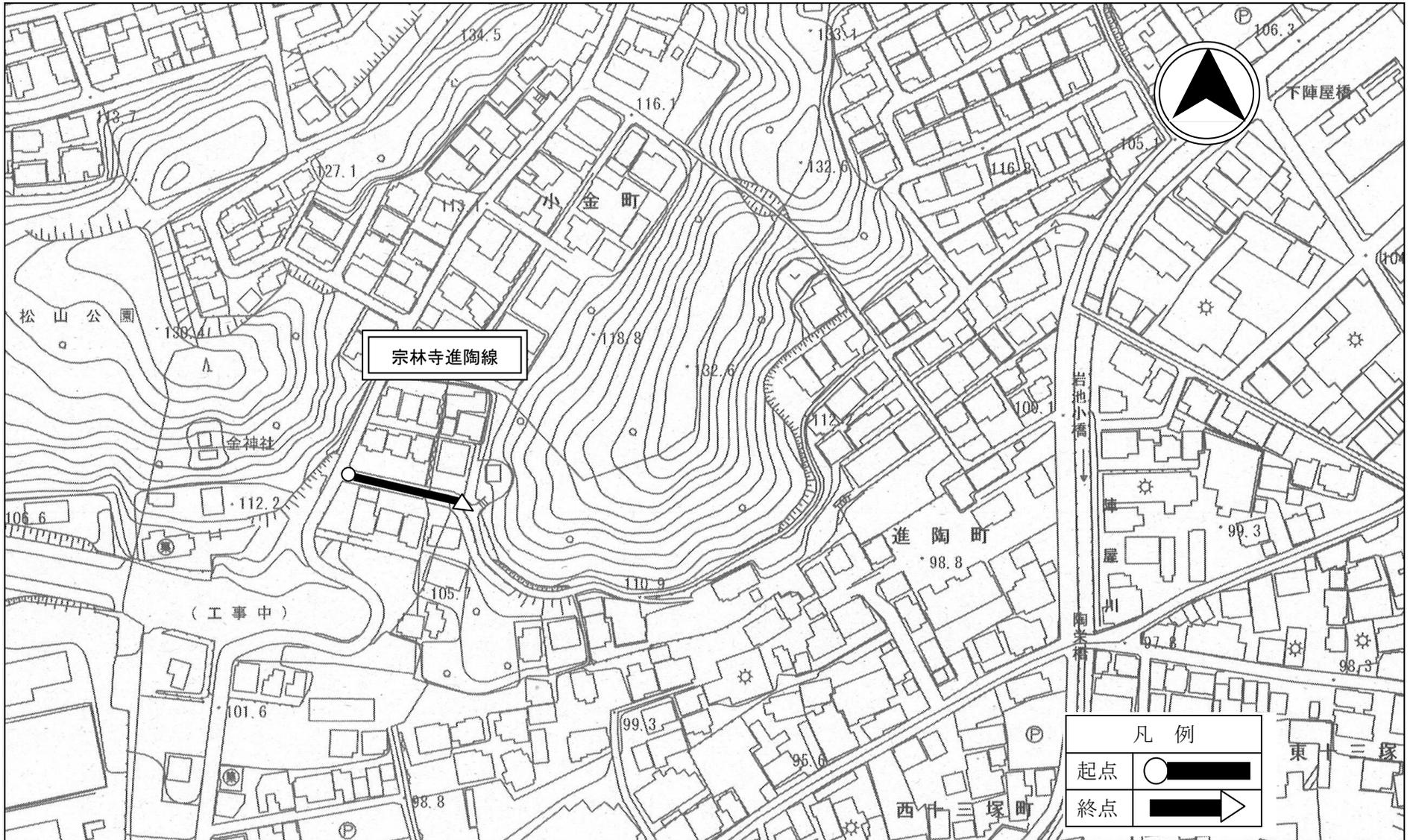
認定路線図



認定路線図 (変更前)



認定路線図（変更後）



令和2年度 9月補正予算【初日】(案)概要

1 予算概要

(単位：千円)

	当 初 A	3月補正から 7月補正まで B	9月補正 (初日) C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	38,740,000	14,992,646	77,576			① 739	② 76,837	53,810,222	127.1%
特 別 会 計	24,023,000	1,560						24,024,560	88.8%
国民健康保険事業	11,734,000	1,560						11,735,560	96.9%
介護保険事業	10,133,000	0						10,133,000	99.9%
企 業 会 計	8,454,221							8,454,221	237.5%
合 計	71,217,221	14,994,206	77,576	0	0	739	76,837	86,289,003	118.3%

①「その他」の説明
・繰入金 739

②「一般財源」の説明
・繰入金 76,837

2 一般会計

(1) 内容

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	庁舎施設管理	20,861				20,861	庁舎における新型コロナウイルス感染症予防のため、分散勤務用会議室等の照明改修工事を行うもの。また、電話機の共有による感染リスク軽減のため、窓口業務に従事する職員に対して1人1台の電話機を設置するもの。
	防災資機材購入	739			739		協定締結避難施設等における新型コロナウイルス感染症予防のため、非接触型体温計等を購入するもの。
民 生 費	子ども・子育て支援施設新型コロナウイルス感染拡大防止	3,000				3,000	児童クラブや児童館等における新型コロナウイルス感染症予防のため、備品購入など対策に必要な経費を計上するもの。
	児童クラブ運営	4,000				4,000	
	児童クラブ活動補助金	10,000				10,000	
衛 生 費	緊急生活支援	500				500	新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者で保健所等から自宅待機を求められた方の生活を支援するため、買い物代行等のサポートを行うもの。
商 工 費	信用保証料補助金	15,000				15,000	中小企業者の資金調達を支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響等により不足することが見込まれる信用保証料に対する補助金を増額するもの。
教 育 費	小学校施設管理（電子教科書購入分）	7,836				7,836	学校における新型コロナウイルス感染症予防のため、衛生用品、網戸、清掃道具等を購入するもの。
	小学校施設管理（備品購入分）	1,845				1,845	
	一般管理（新型コロナウイルス感染症対策）	430				430	
	小学校管理	2,485				2,485	
	中学校管理	937				937	
	中学校施設管理	2,493				2,493	
	特別支援学校管理	460				460	
	特別支援学校施設管理	4,690				4,690	
単独校給食室施設管理	2,300				2,300		

令和2年度 9月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位：千円)

	当 初 A	3月補正から 7月補正まで B	9月補正 (初日) C	9月補正 D	D の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D	対前年同期比
					国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	38,740,000	14,992,646	77,576	1,288,634	55,807	29,000	224,896①	978,931②	55,098,856	130.2%
特 別 会 計	24,023,000	1,560		105,122			4,500	100,622	24,129,682	89.2%
国民健康保険事業	11,734,000	1,560		15,800				15,800	11,751,360	97.0%
介護保険事業	10,133,000	0		84,822				84,822	10,217,822	100.7%
後期高齢者医療	2,125,000			4,500			4,500		2,129,500	113.6%
企 業 会 計	8,454,221			66,000			66,000		8,520,221	239.3%
水道事業	4,147,896			66,000			66,000		4,213,896	118.4%
合 計	71,217,221	14,994,206	77,576	1,459,756	55,807	29,000	295,396	1,079,553	87,748,759	120.3%

①「その他」の説明
 ・寄附金 223,541
 ・諸収入 1,355

②「一般財源」の説明
 ・繰入金 756,000
 ・繰越金 222,931

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	マイナンバーカード交付	11,082	11,082				国外転出者もマイナンバーカードを利用できるようにするため、国庫補助金を受け、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修を行うもの。
	高齢者安全運転支援装置設置費補助金	5,000	2,500			2,500	高齢運転者による交通事故の防止を図るため、県補助金を受け、高齢運転者が後付けの自動車安全運転装置を購入・設置する費用の一部を国の補助制度に上乗せして支給する補助金を増額するもの。
衛 生 費	公立陶生病院組合負担金	756,000				756,000	新型コロナウイルス感染症の影響により病院事業収益が著しく悪化している公立陶生病院組合に対して、経営資金の不足を防ぐため、負担金を増額するもの。
農 林 水 産 業 費	里山林整備	15,000	15,000				磁祖公園における里山林の保全と機能充実のため、県補助金を受け、枯損木等の伐採や安全保護柵の補修、景観整備等を行うもの。
土 木 費	道路維持管理 (新瀬戸駅自由通路屋上防水補修分)	33,000				33,000	新瀬戸駅自由通路における歩行者の安全を確保するため、屋上防水補修工事を実施するもの。
	中水野駅地区区画整理	15,070				15,070	中水野駅地区区画整理を進めるため、事業区域を確定するための測量を行うもの。
	愛知環状鉄道災害復旧費補助金	5,414		5,400		14	7月の豪雨により愛知環状鉄道永覚駅～末野原駅間で崩落した線路脇法面の復旧のため、県及び沿線市と協調し、愛知環状鉄道株式会社に対して復旧工事費の一部を補助するもの。
	陣屋線整備	95,740				95,740	陣屋線の整備を進め、都市機能の強化を図るため、事業用地購入及び物件移転補償に係る費用を増額するもの。

(2) 地方債の変更及び追加

道路橋りょう予防保全、河川環境整備、愛知環状鉄道災害復旧費補助金

3 特別会計

(1) 国民健康保険事業特別会計

新型コロナウイルス感染症の影響による減免に係る保険料還付金及び特定健診に係るシステム改修費の補正を行うもの。

(2) 介護保険事業特別会計

令和元年度の国庫支出金等の精算による、返還金及び介護保険給付準備基金積立金の補正を行うもの。

(3) 後期高齢者医療特別会計

新型コロナウイルス感染症の影響による減免に係る保険料還付金の補正を行うもの。

4 企業会計

(1) 水道事業会計

上陣屋配水場移転に関する工事費の追加及び継続費の設定による補正を行うもの。

令和元年度 会計別決算状況

(単位：円)

会計名		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰り越す 繰り越す べき 財源	実質収支額
一般会計		44,956,923,045	43,357,519,815	1,599,403,230	304,667,900	1,294,735,330
特別 会計	国民健康保険 事業特別会計	12,000,898,748	11,614,389,510	386,509,238	0	386,509,238
	下水道事業 特別会計	2,649,308,232	2,646,842,338	2,465,894	0	2,465,894
	春雨墓苑事業 特別会計	29,582,848	29,582,848	0	0	0
	介護保険事業 特別会計	10,759,296,387	10,527,902,357	231,394,030	0	231,394,030
	後期高齢者医療 特別会計	1,865,522,228	1,856,939,578	8,582,650	0	8,582,650
水道事業 会計	収益的収入 及び支出	2,773,681,284	2,334,388,817	—	—	—
	資本的収入 及び支出	319,586,744	1,151,466,687	—	—	—

行政委員会委員名簿

令和2年7月20日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 高明	H25. 10. 1	H29. 10. 1	R3. 9. 30
寺田 康孝	H28. 10. 1	H28. 10. 1	R2. 9. 30
二宮 あづさ	H28. 10. 1	H28. 10. 1	R2. 9. 30
中根 志保	H30. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
青山 貴彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30
田中 直美	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
日比 剛	H22. 12. 15	H30. 12. 15	R4. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R1. 7. 6	R5. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	H29. 9. 30	R3. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 繁紀	H14. 1. 22	R2. 1. 22	R5. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R1. 12. 21	R4. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	H30. 4. 1	R3. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R2. 1. 20	R5. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R1. 12. 21	R4. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 多喜雄	H25. 7. 1	H29. 7. 1	R3. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
柴田 利勝	R2. 5. 12	R2. 5. 12	R5. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和2年7月20日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
勝谷 哲次	H20. 10. 1	H28. 12. 24	R2. 12. 23
前野 宏衛	H27. 7. 9	H28. 12. 24	R2. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	H28. 12. 24	R2. 12. 23
上川 和子	H28. 12. 24	H28. 12. 24	R2. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
野田 真澄	H17. 7. 1	H29. 10. 1	R2. 9. 30
伊藤 良三	H18. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	H29. 10. 1	R2. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
青山 一郎	H27. 6. 16	R1. 6. 16	R5. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
横山 彰	H31. 2. 20	R1. 10. 1	R4. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和2年7月20日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
伊藤 泉	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 安清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 隆晴	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
松原 清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく瀬戸市の健全化判断比率等の報告（概要）

1 令和元年度瀬戸市健全化判断比率の報告について（第10号）

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	内容
実質赤字比率	—	12.16%	20.00%	標準財政規模に対して、一般会計等の当該年度の赤字額が占める割合
連結実質赤字比率	—	17.16%	30.00%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計の当該年度の赤字額が占める割合
実質公債費比率	1.6%	25.0%	35.0%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合が支出した公債費が占める割合
将来負担比率	10.1%	350.0%		標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合、土地開発公社等の負債が占める割合

2 令和元年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について（第11号）

	公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準	内容
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%	公営企業ごとの事業規模に対して、資金不足額が占める割合
	下水道事業特別会計	—		

令和元年度瀬戸市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画		実績		比較	
				年割額	左の財源内訳	支払義務発生額	左の財源内訳	年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳
					負担金		負担金		負担金
1	1	上陣屋配水場移転事業	平成29	円 166,000,000	円 166,000,000	円 91,611,599	円 91,611,599	円 74,388,401	円 74,388,401
			30	565,000,000	565,000,000	620,522,207	620,522,207	△55,522,207	△55,522,207
			令和元	13,000,000	13,000,000	19,312,394	19,312,394	△6,312,394	△6,312,394
			計	744,000,000	744,000,000	731,446,200	731,446,200	12,553,800	12,553,800